西興部村強靱化計画

令和8年3月策定
西興部村

西興部村強靭化計画

（国土強靭化地域計画）
（令和8年度）～（令和12年度）
西興部村

【目 次】

第1章　はじめに
　　1 計画の策定趣旨
　　2 計画の位置付け

第2章　西興部村強靭化の基本的考え方
　　1 西興部村の概況
　　2 本計画の対象とするリスク
　　3 西興部村強靭化の目標
　　4 西興部村強靭化を進める上での留意事項
第3章　脆弱性評価
　　1 脆弱性評価の考え方
　　2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定
　　3 評価の実施手順
　　4 評価結果
第4章　西興部村強靭化のための施策プログラム
　　1 施策プログラム策定の考え方
　　2 施策推進の指標となる目標値の設定
　　3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）
　【西興部村強靭化のための施策プログラム一覧】
第5章　計画の進捗管理
　　1 計画の推進期間等
　　2 計画の推進方法

【別表】西興部村強靭化に関する脆弱性評価

第１章　　はじめに

１　計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、北海道においては、太平洋沖における大規模な地震の発生が高い確率で想定されており、地震災害の経験のないわが村にあっては、地震に備えた住民意識の高揚や過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成25年12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきたところであり、基本法の施行後5年となる平成30年12月及び施行後10年目となる令和5年7月に、国おいて基本計画の見直しが行われている。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靭化を図るための地域計画として、「北海道強靭化計画」を平成27年3月に策定し、策定から5年が経過した令和2年に見直しを行った後、令和5年の国による基本計画の見直しを踏まえ、令和7年3月に現在の計画が策定されているところである。

この間、西興部村においても、東日本大震災や平成28年 豪雨災害、平成30年 北海道胆振東部地震等教訓を踏まえ、「西興部村地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための防災セミナーの開催などの取組や「西興部村備蓄計画」に基づく緊急防災用品の備蓄など取組の強化を図ってきたところである。

西興部村における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靭化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から村民の生命・財産を守り、本村の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靭化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、村民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、北海道強靭化計画に調和した取組を進めるためにも、西興部村における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「西興部村強靭化計画」を策定する。

２　計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、国土強靭化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、西興部村総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靭化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。

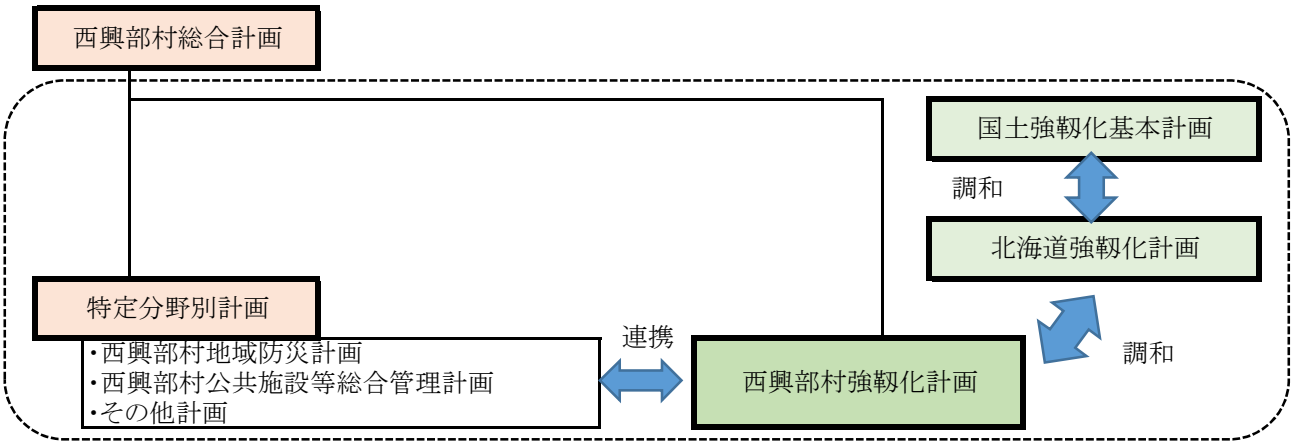

第２章　　西興部村強靭化の基本的考え方

本章では、西興部村強靭化計画の策定に係る基本的な考え方を示すとともに、本村の強靭化に向けた基本目標を設定する。

基本目標の設定にあたっては、「西興部村の概況」「過去の災害と想定しなければならない大規模災害」「村民の災害に対する意識」の3つの視点から検討する。

１ 西興部村の概況

(1) 位置及び面積

西興部村は、北海道北東部、網走支庁管内の西北部で、北見山脈の北東域に位置している。東と北は興部町、南は滝上町、西は上川郡下川町に接し、北緯44度12分より44度26分、東経142度48分から143度4分の間にある。

面積は、308.08㎢で東西21㎞、南北24㎞とわずかに北に長い。

(2) 位置及び面積

西興部村の地形は平坦地が極めて少なく、西南に北見山系が高くそびえ、興部町界の東北に向かって低下し、北見山系から流れ出る興部川、藻興部川が村内を貫流し、この流域及び各支流に沿って狭長な農地があるだけで、他の大部分は平均400m程度の標高をもって激しく起伏する山岳地帯である。

山林は村の総面積の約88％にあたる270.37㎢を占める。

(3) 地質・土性

地質及び土壌は、平坦地の大部分が河成沖積土で丘陵地帯は砂岩、頁岩を主体とした第3期層の風化砂岩残積土壌であり、概して地味肥沃で森林の育成に適する褐色森林土によりなっている。

(4) 河川状況

村の河川は、興部川、藻興部川の2水系に属し、この2河川に無数の小川が流れ、大小の沢が入り込む地形である。両河川とも河床は比較的深く、豪雨の来襲があっても、橋梁、河岸に被害を与えず、農作物に多少の被害が生ずる程度で洪水や河川氾濫などによる大規模な避難を要する災害記録は存在しない。

① 興部川

興部川の水源は、下川町界、雄武町側の北見山系から発し、イユシベツ川、札滑川、忍路子川、ペンケ川などの支流を集めて、村内中央を貫流し、興部町を経てオホーツク海に注ぐ。 流路延長は53.6㎞、本村内流路は32㎞で、興部川興部観測所における避難判断水位は5.74mに設定されており、通常時の水位は2.26mである。水防団待機水位：4.50m、はん濫注意水位：5.06m、はん濫危険水位：6.72mとなっているが、これは下流の興部町における危険水位であることから、国交省テレメーター（興部川）の現在水位と上興部市街上流の上興橋付近に設置された危機管理型水位計（川の水位情報）により災害発生を予想することとなる。

② 藻興部川

ウエンシリ岳を水源とする藻興部川は、13号沢川、8号沢川、フトロ川の諸支流を合し、興部町をへだてる丘陵地帯の東南部を経てオホーツク海に注ぐ。

流路延長は48.2㎞、本村内流路は28㎞で藻興部川朝日観測所における通常時の水位は9.80mで、水防団待機水位：11.58m、はん濫注意水位：12.78m、はん濫危険水位：13.74mであるが、避難判断水位は設定されていない。

(5) 道路状況

住民の生活や経済活動を支え、様々な交流と地域の活性化を促すための道路網は最も基本的な社会基盤であり、住民生活に密着した高齢者や障がい者が利用しやすい人にやさしい道づくりや、災害に強い道づくりなど安全かつ快適で生活環境と調和した道路空間の整備が求められている。

西興部村の動脈を担う国道239号が村の東西を縦貫し、村と滝上町を結ぶ遠軽雄武線と瀬戸牛峠下から分岐し興部町秋里に通じる中藻興部興部線の道道2路線が他市町村を結ぶ連絡網である。

(6) 気象

気象は、オホーツク海気圧の影響を受け、概して低温不順で、過去5年間(令和2年～6年)は平均気温 6.7℃、年平均降水量 906㎜、年平均降雪量は 455㎝で最深積雪 102㎝、夏は海流の影響を受け濃霧をみることもあり、長期の低温が多い。年間の日照時間は1,590時間、平均風速は2.04m/sとなっている。

4月末には雪はほとんど融け、5月には急に気温が上昇することもあり、日本海側からの季節風が北見山脈を越えて吹きおろしてくるフェーン現象によって山火発生の最も危険な時期となる。5月中に降雪をみることもあるが、晩霜は5月中に終わる。降雨量もこの月が最も少ない季節である。

最も気温が高くなる7月、8月には、30度を超すこともあり、近年では夜間でも20℃を下回らない日も数日続くなど、気温は上昇傾向となっており、公共施設のエアコン設置など熱中症対策も必要となっている。

当地方に発生する冷害は、オホーツク海気圧の強い影響を受け、冷たい北東風がオホーツク海に流れこみ、前線の形成もあって、しゅう雨の日や曇天が長く続き、低温と不照日によって生ずることとなり、霜は10月になって降りるが、年によっては9月中に降りることもめずらしくない。

2 本計画の対象とするリスク

西興部村強靭化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靭化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「村民の生命・財産と西興部村の社会経済システムを守る」という観点から、本村に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「国・北海道全体の強靭化に貢献する」という観点から、村外における大規模自然災害についても、本村として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 過去の災害と想定しなければならない大規模災害

(1) 過去の災害

① 台風・降雨災害

【過去の主な大雨災害】

発生年月日	被害状況(村内)
昭和50年8月22日～8月24日	・昭和50年 雨量不明 ・7河川16カ所と村道3路線3カ所の災害が発生。 ・被害額は10,660万円。
昭和54年10月19日～10月20日	・昭和54年台風20号 10月19日～20日にかけての降雨量は99㎜ ・2河川の河岸決壊4カ所と林道1路線の路肩崩落2カ所の災害が発生。 ・被害額は2,250万円。
昭和56年8月4日～8月12日	・昭和56年降雨災害　8月4日～12日の長雨は降雨量224㎜ ・農業用の橋梁一橋が流出され、3河川河岸3カ所が決壊した。 ・被害額は2,540万円。
昭和62年10月17日～10月18日	・昭和62年台風19号 降雨量は90㎜ ・林道2路線、法面崩壊2カ所、横断管閉塞1カ所の被害となった。 ・被害額は688万円。
昭和63年5月13日～5月14日	・昭和63年大雨災害 昭和62年5月13日～14日の降雨量は92㎜ ・林道4路線、路盤決壊1カ所、法面崩壊3カ所が被害となった。 ・被害額は317万円。
平成4年9月10日～9月12日	・平成4年台風17号　平成4年9月10日～12日の降雨量は90㎜ ・林道2路線、法面崩壊2カ所、横断管閉塞1カ所の被害となった。 ・被害額は688万円。
平成6年9月18日～9月21日	・平成6年台風24号　平成6年9月18日～21日の降雨量は97㎜ ・2河川3箇所、林道2路線、法面崩壊2カ所、横断管閉塞1カ所の被害。 ・被害額は河川2,576万円ほか688万円。
平成10年9月16日～9月17日	・平成10年台風5号　平成10年9月15日～17日の降雨量は202㎜ ・床下浸水8棟12世帯、牧草地2.98haの冠水、農業施設奥興部水道取水施設1カ所、中藻地区明渠排水施設崩壊3カ所、9河川13カ所の河岸決壊、道路6路線50カ所の法面側溝等の崩壊、林道9路線66カ所の法面等崩壊や横断管閉塞、林地の崩落被害、ドナルドソンニジマスの汚濁酸欠による2,500㎏のへい死と大きな被害となった。 ・被害額は6億9,774万円。
平成12年9月2日～9月3日	・平成12年大雨災害 平成12年9月2日～3日にかけての降雨量は173㎜ ・4河川9カ所の河岸決壊と村道5路線7カ所の法面側溝等の崩壊を招いた。 ・被害額は9,556万円。
平成18年10月7日～10月9日	・強風・大雨(低気圧/ 7日～9日総雨量229㎜) ・住家・文教・衛生・土木・農業施設・林業被害他 318,381千円
平成26年8月4日～8月6日	・大雨(4日～6日総雨量140㎜) ・農業・土木・林業被害他 23,587千円
平成28年8月1日～8月23日	・8月1日　大雨 (最大時間雨量16時～17時25.5mm/h、24時間雨量15時～20時35.5mm) ・8月17日　台風7号 (最大時間雨量19時～20時15.0mm/h、24時間雨量4時～23時94.5mm) ・8月20日　台風11号 (最大時間雨量22時～23時16.0mm/h、24時間雨量5時～5時115.0mm) ・8月23日　台風9号 (最大時間雨量6時～7時12.5mm/h、24時間雨量2時～10時42.0mm) ・8月1日の大雨に続き8月17日～23日の間に3つの台風が北海道を通過した影響で本村の8月総降雨量353mmに達した。甚大な被害はないものの、道路への土砂流出や道路側溝、横断管の土砂詰まりや未舗装道路の路面洗堀被害が多く発生。 ・被害額14,611千円

② 台風・強風災害

【過去の主な強風災害】

発生年月日	被害状況(村内)
平成16年9月8日～9月9日	・平成16年台風18号 ・9月8日～9日にかけて村を襲った強風は風速12mを記録し、足場からの転落人身事故1名、45件の公共施設・住宅・工場等の屋根トタンがはがされ、物置・車庫等の全壊などは50件にも及んだ。また、31件の牛舎・倉庫・スタックサイロ等の屋根・壁等がはがれ、山林も4.58haの風倒被害が発生した。各家庭への光ファイバー引き込み線も13件の切断が発生。 ・被害額は6,400万円。
平成27年10月2日～10月3日	・強風(風速最大観測9.2m/s　瞬間最大風速23.6m/s) ・農業・公共施設被害他　60,500千円

③ 停電・大雪、台風災害

【過去の主な停電災害】

平成10年11月17日～11月18日	・平成10年11月17日夜から18日にかけて日本海側などを中心に激しい雪と強風に見舞われ、滝上・西興部間の送電線が雪の重みで倒れた立木の接触により送電が止まり、西興部村では18日午前3時20分からほぼ全世帯にあたる約600世帯で停電となった。復旧は9時過ぎであったが、この停電により小中学校は休校となり、酪農家も搾乳ができないなどの事態が発生した。
平成16年9月8日～9月9日	・平成16年9月8日に発生した台風18号は、雄武、興部町で電柱が倒れる程の強風が発生し、同日12時40分頃から西興部の市街地区で約33時間、農業地区で最大58時間の停電となった。 ・停電時には発生後最大3時間しか使用できない固定電話とIT館も機能がストップし、テレビ、音声告知放送、インターネットは全く機能しないため、通信手段の頼みは携帯電話しかなくなった。その携帯電話も鉄塔バッテリーが15時間しか持たなく、村内での通信手段は全くなくなる状態が続いた。停電地区の搾乳は機械リース会社から手配した発電機が持ち込まれ、家畜被害はどうにか防ぐことができたが、電気に頼る現代生活の脆さが浮き彫りとなった災害であった。
平成30年9月6日～9月8日	・平成30年9月6日3時3分に発生した胆振東部地震で、ブラックアウトが発生し、村全域が3時30分から翌22時51分まで停電となった。この停電により、避難所が開設され、小・中学校も臨時休校となった。また、商用電源が使用できなくなったことから発電機を設置し、水道水を緊急的に供給した。

(2)　想定しなければならない大規模災害

① 地震災害

紋別地方ではないが、サロマ湖近くの北見・網走地方の境界には、30年以内に0.93％の確率でM6.5の地震を発生させる常呂川東岸断層がある。更に、その南東は網走湖断層帯（M6.8、30年以内0.62％）もある。

西興部村の地盤は1km四方の標高差が概ね200m以上の岩石からなる標高の高い地盤で、比較的ゆれにくい地域であることから、震度5弱以上の地震が0％の確率と予測されている。

平成2年以降、西興部村で観測された最大の震度は、平成25年02月02日23時17分35秒に発生した地震による震度1で、そのほか平成19年及び令和7年の震度1の記録のみである。

以上のことから、本村においては、今後も大規模な地震が発生する可能性は、非常に少ないと推察される。

（地震被害の想定）

西興部村においては、過去に建築物倒壊等の被害が発生したような大地震の記録はなく、北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編（令和7年1月）でも紋別沖を震源とする地震として最大震度6強が想定されているが本村への被害は想定されていない。

西興部村備蓄計画では、今後も地震が無いとは断言できないため、紋別沖を震源とし、本村に震度5弱の地震が起こったものと想定しているところである。

西興部村内の住宅数（令和7年11月末現在）

昭和55年以前に建設された住宅（旧耐震基準）　174戸

上記のうち、耐震性が不十分と思われる住宅　　108戸

耐震性を有すると思われる住宅　　66戸

※旧耐震基準のうち耐震性を有すると想定される割合38％（北海道参考値）を用いて推計

昭和56年以後に建設された住宅（新耐震基準）　434戸

世帯人数（令和7年11月末現在）

全体　人口：937人（631世帯）

興楽園、ケアハウスせせらぎ、清流の里利用者　142人（142世帯）

（937人－142人）÷（631世帯－142世帯）≒2人

倒壊率

耐震性が不十分と思われる住宅の倒壊率はおよそ30％

耐震性を有する住宅の倒壊率はおよそ5％

※阪神淡路大震災での完成年次別滅失民間住宅資料より

避難者数の想定

108戸×2人×30％≒　65人

500戸×2人×　5％≒　50人　　合計115人

② 豪雨／暴風雨／竜巻

道内における、過去30 年の台風接近数は、年平均1.9 個（全国平均約11.7個）と比較的少ないが、これまでも昭和56年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生。

平成3年から令和6年の間に、51の竜巻、突風によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生。

③ 豪雪／暴風雪

寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋等の倒壊、人的被害が頻繁に発生

平成25年3月2日には、北見市、網走市、湧別町にて3名が視界不良により帰宅困難となり凍死するという被害が発生したほか、オホーツク管内全域で吹雪や吹き溜まり、ホワイトアウトによる通行止めや防雪柵の損傷がみられた。

④ 村外における首都直下地震

発生確率 ･･･ M7クラス、30 年以内に70％

被害想定 ･･･ 死者2.3 万人、負傷者12.3 万人、避難者720 万人

建物全壊61 万棟、経済被害95.3 兆円、被害範囲1都8県

⑤ 南海トラフ地震

発生確率 ･･･ M8～9クラス、30 年以内に70～80％程度

被害想定 ･･･ 死者23.1 万人、負傷者52.5 万人、避難者880 万人

建物全壊209.4 万棟、経済被害213.7 兆円

被災範囲40 都府県（関東、北陸以西）

3 西興部村強靱化の目標

西興部村強靱化の意義は、大規模自然災害から村民の生命・財産を守り、本村の重要な社会経済機能を維持することに加え、本村がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本村の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことからも、人口減少対策や地域活性化など本村が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本村の持続的成長につながるものでなければならない。

西興部村強靱化は、こうした見地から、本村のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、本村の強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、前回の計画に引き続き、次の3つを本村独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

西興部村強靱化計画の基本目標

(1) 大規模自然災害から村民の生命・財産と西興部村の社会経済システムを守る
(2) 西興部村の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
(3) 西興部村の持続的成長を促進する

4 西興部村強靱化を進める上での留意事項

西興部村強靱化に当たっては、国の基本計画及び北海道強靱化計画に掲げる基本的な方針に配意し進めるとともに、本計画に掲げる目標を踏まえ、以下の事項に留意し推進することとする。

4-1 西興部村の特性を踏まえた取組の推進

(1) あらゆる自然災害リスクへの対応

本村は、地震や津波の直接被害は皆無ではあるが、停電や豪雨、豪雪などの自然災害のリスクを有しており、個々の災害事象や複合災害リスクに対応した取組をはじめ、避難施設における新興感染症のまん延や厳冬期における災害の発生も含めた対応力を強化すること。

(2) 西興部村が置かれた社会状況への対応

人口減少や少子高齢化、札幌圏への一極集中の進行など、西興部村が置かれた社会状況を踏まえ、要援護者対策や地域間連携など、当村の実情に応じたきめ細かい対策を講じること。

(3) 西興部村がもつ強みの積極的活用と不利要因の克服

首都圏からの距離の遠さや陸続きでないこと、冬季における寒冷多雪の気候など、不利とされてきた要因についても、強靱化の観点からは、本村の魅力に転換できることから、移動の利便性を向上させるなど不利要因を解消するための取組を進めること。

4-2 連携・ネットワークを重視した取組の推進

(1) 関係者相互の連携協力

大規模自然災害への対応に当たっては、事前の備え、災害時対応、事後の復旧復興の各段階において、国の関係機関、北海道、市町村、大学、研究機関、民間事業者、NPO、住民等、関係者相互の連携協力による取組が不可欠であり、そのために必要な情報共有やネットワークの強化を図ること。

(2) 地域間の連携、役割分担

大規模自然災害時における住民避難や物資供給、救急救援活動などの被災地支援を迅速かつ円滑に行うためには、地域間の連携による対応が不可欠であり、村内はもとより村外も含め、被災規模等を想定した地域間の連携体制の構築やそれを支える交通ネットワークの整備などハード・ソフト両面からの対策を講じること。

(3) 国及び北海道の施策の積極的な活用と民間投資の促進

財政状況が厳しい中、本村の強靱化を効率的かつ効果的に進めるため、国や北海道の施策を積極的に活用しながら取組の重点化を図るとともに、村内外からの民間投資の促進など、幅広い政策手法による取組を進めること。

第３章　　脆弱性評価

１ 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本村としても、本計画に掲げる西興部村強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】

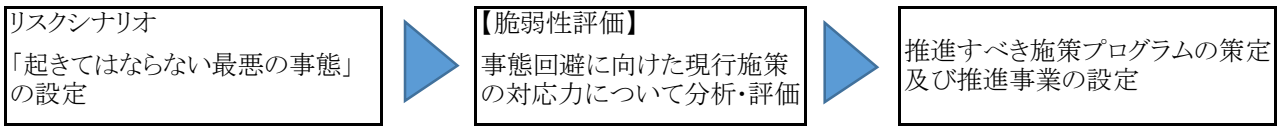

【脆弱性評価において想定するリスク】

過去に村内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本村に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施。

また、国土強靱化への貢献という観点から、村内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など道外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本村の対応力についても、併せて評価。

２ リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本村の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本村の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと18 の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 18 の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6	情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3	被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1	村内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2	食料の安定供給の停滞
		4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4	村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1	長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

３ 評価の実施手順

前項で定めた18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

４ 評価結果

脆弱性評価結果は巻末の「西興部村強靱化に関する脆弱性評価」のとおり。

第４章　　西興部村強靱化のための施策プログラム

１ 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本村における強靱化施策の取組方針を示す「西興部村強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本村のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、18 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

２ 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付る。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

３ 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

西興部村総合計画で定める基本目標の実現を図るとともに、本村の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、総合計画の基本計画に沿った取組と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定した。

【西興部村強靱化のための施策プログラム一覧】

- 脆弱性評価において設定した18 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策
- 重点化すべき施策プログラムについて、末尾に重点と記載する
- 施策プログラムごとに、「脆弱性評価結果に基づく施策展開」を記載する

1.　人命の保護

1-1　地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【脆弱性評価結果に基づく施策展開】

（住宅・建築物等の耐震化）　重点

○　住宅・建築物等の耐震化については、耐震改修促進法の改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る。

○　小中学校、社会福祉施設、児童施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化については一定程度整備されているものの、災害時の避難場所や救護用施設として利用されることを踏まえ、耐震化の一層の促進を図る。

○　上下水道の浄水施設や処理施設については、耐震化が進んでいない状況であることから、耐震化に向けた方向性を定め、優先度の高い施設について詳細耐震診断を実施するなど、計画的に取組を推進する。

（建築物等の老朽化対策）　重点

○　公共建築物の老朽化対策については、各施設管理者が策定する「長寿命化計画」や「公共施設等総合管理計画」等に沿って、利用実態を踏まえた除却・統合・更新や計画的な維持管理を実施する。

○　老朽化した公営住宅の計画的な建替えや改善等による長寿命化を実施する。

○　老朽化した空家等については、緊急的又は予防的な観点から、解消に向けた支援策を推進する。

○　災害発生時、確実かつ速やかに対応するため、資機材・車両等の計画的な整備更新を行う。

（避難場所の指定・整備）　重点

○　災害の種類や状況に応じた安全な避難場所及び避難所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の住民周知を図る。

○　高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の住民周知を図る。

○　夏季における避難者の健康管理を図るため、避難所に指定されている公共施設における空調設備（エアコンなど）の整備を促進する。

（緊急輸送道路等の整備）　重点

○　救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を推進する。

○　救急救援活動等に不可欠な緊急輸送道路や避難路等を確保するため、他市町村と連携を図り、都市部と連結する緊急輸送道路である「高規格幹線道路旭川・紋別自動車道」の整備や「国道239号、天北峠の線形改良」、「道道遠軽雄武線の整備促進」について、迅速かつ着実な推進に向けて国や道に要請していく。

（その他）

○　火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する。

○　強震動予測や軟弱地盤の分布など、効果的な地盤情報の把握に努める。

指　標	現　状	目　標
住宅耐震化率	82 % (R6)	85 % (R12)
文教施設（校舎・体育館）の耐震化率	100 % (R6)	
体育館非構造部耐震	100 % (R6)	
医療施設の耐震化率	100 % (R6)	
社会福祉施設の耐震化率	100 % (R6)	
指定避難所における耐震化率	84 % (R6)	
緊急指定避難場所及び指定避難所指定数	24 件 (R6)	地域の実情に応じ増減
福祉避難所の指定状況	4 件 (R6)	維持 (R12)
空家対策の実施（利活用）	0 件 (R2～R6)	2 件 (R8～R12)
空家対策の実施（除却）	17 件 (R2～R6)	15 件 (R8～R12)

推進事業	所管部	地区名
西興部村公営住宅改善事業 （社会資本整備総合交付金）	産業建設課	西興部村全域
国道239号線天北峠線形改良事業	産業建設課	西興部村全域
主要道道遠軽・雄武線改良事業	産業建設課	西興部村全域
村道改良・舗装修繕事業	産業建設課	西興部村全域
空き家対策総合支援事業	企画総務課	西興部村全域
学校施設等長寿命化計画事業（R3年度策定）	教育委員会	西興部村全域
学校施設環境改善事業	教育委員会	西興部村全域

1-2　土砂災害による多数の死傷者の発生

【脆弱性評価結果に基づく施策展開】

（警戒避難体制の整備等）　重点

○　土砂災害における警戒避難体制を強化するため、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成しているが、本マニュアルを適切かつ効果的に運用していくため、広報誌やHP等により市民に対し周知徹底を図るほか、防災訓練等の実施により担当職員の習熟を図る。

○　道と連携を図りながら、「地すべり危険区域」、「土石流危険渓流」等、危険箇所の基礎調査を進め、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定を推進する。

（砂防設備等の整備）　重点

○　土砂災害危険箇所の調査結果を踏まえて、重要箇所における地滑り等災害の発生防止又は軽減に努めるため、国及び道に対し、情報提供を行うなど連携を図るとともに、ソフト対策の外、ハード対策を強く要望していく。

○　適正に管理された森林と土砂災害対策施設等による安全安心な地域環境の整備を行い、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等、森林の多面的機能を促進する。

指　　標	現　状	目　標
急傾斜地の崩壊区域指定状況	1　箇所　(R6)	地域の実情に応じ増減
土石流危険渓流指定状況	18　箇所　(R6)	地域の実情に応じ増減
豪雨時の危険区域図作成	作成済　(R1)	
災害危険区域図作成	作成済　(R1)	
避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）	策定済　(R1)	
防災マップの作成	作成済　(R4)	

1-3　異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【脆弱性評価結果に基づく施策展開】

（洪水ハザードマップの作成）

○　想定される最大規模の降雨を想定した浸水想定区域を反映したハザードマップの作成を行う。

（河川改修等の治水対策）

○　国、道、村のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備などの治水対策を効果的に推進する。

○　河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。

○　村内各河川の危険箇所の改修、中小河川、農業用水、排水路など、水害危険箇所の整備を推進するほか、西興部村防災計画に基づく重要水防区域については、消防団員、近隣住民等と連携しながら、警戒巡視等を行うとともに、情報の一元化、集約化の体制を構築する。

指　　標	現　状	目　標
避難勧告等の判断・伝達マニュアル（洪水編）	策定済　(R1)	
防災マップの作成	作成済　(R4)	

推進事業	所管部	地区名
緊急自然災害防止対策事業	産業建設課	西興部村全域
緊急浚渫推進事業	産業建設課	西興部村全域

1-4　暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【脆弱性評価結果に基づく施策展開】

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

○　暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。

○　暴風雪時における、人的被害やスタック車両等を未然に防ぐため、災害対策基本法及び道路法による通行止めを早期に行うと共に、周知体制の強化を図る。

（除雪体制の確保）　重点

○　異常降雪時においては、交通量、緊急性を勘案し、主要幹線から順次除排雪を実施していく。

○　各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。

○　地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強及び更新とオペレーターの確保に努め、道路の除雪体制の強化に向けた取組を進める。

○　雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、国や道と連携しながら雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備等、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する。

○　積雪期において、迅速な道路交通の確保が求められることから、救助活動や救助物資の輸送等に必要な資機材を確保する。

○　地域の実情に応じた除排雪の実施と、より一層の道路環境の向上を図るため、村民協働による除排雪の取組を推進する。

指　　標	現　状	目　標
公共除排雪の一時堆積上の確保数	2　箇所　(R6)	維持　(R12)
除雪アダプト事業実施団体	0　団体　(R6)	2　団体　(R12)

※　除雪アダプト事業　　地域住民で組織する団体等が自主的に道路等の除排雪作業を行う際に、小型除雪機械を無償貸与するとともに燃料を支給し、その活動を支援する事業。

推進事業	所管部	地区名
西興部村除雪機械購入事業(社会資本総合整備交付金)	産業建設課	西興部村全域

1-5　積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【脆弱性評価結果に基づく施策展開】

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

○　積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、帰宅困難者対策として、積雪期における避難場所、指定避難所及び避難路の確保と多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況等に関する情報を迅速に周知する体制の強化など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）　重点

○　積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、厳冬期を想定した資機材(ダンボールベッド、毛布)の備蓄を行う。

○　電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等を整備する。

○　避難所には携帯電話充電のための発電機の設置を行う。

指　　標	現　状	目　標
緊急指定避難場所及び指定避難所指定数 ※再掲	24　箇所　(R6)	維持　(R12)
西興部村備蓄計画等に基づく資機材の備蓄状況	毛布　490枚　(R6) 段ボールベッド　55台 石油ストーブ　10台	備蓄計画等の必要に応じて備える　(R12)
非常電源等のバックアップ設備等の整備	12　箇所　(R6)	地域の実情に応じ増減

1-6　情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【脆弱性評価結果に基づく施策展開】

（関係機関の情報共有化）　重点

○　災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。

○　防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び市町村と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る。

（住民等への情報伝達体制の強化）

○　災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準について住民周知を図る。

○　JアラートとNCN告知放送のスムーズな連携システムを維持する一方、無線通信システムや携帯電話（スマートフォン）やLINE等のSNSの活用も含め、通信手段の多重化・多様化に努める。

○　被害状況やその他災害に関する情報について、防災関係機関と連携しながら、迅速で的確な広報活動を展開する。

○　テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線LAN等を整備する。

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）　重点

○　外国人を含む観光客に対する公衆無線LANの整備や災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。

○　要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・スマホ教室の開催等利用操作支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。

（地域防災活動）

○　村及び消防組合等の防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関が行う防災活動を円滑に進めるため、防災教育の普及徹底を図る。

○　自主防災組織の組織率向上に向け、現在北海道が取り組んでいる「地域防災マスター制度」などを活用し、地域防災力の向上に向け自主防災組織の結成促進等を図る。

（防災教育推進）　重点

○　学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う。

○　村及び防災関係機関と教育機関、町内会、自主防災組織等による地域全体での総合的な防災教育を行い、自助・共助・公助それぞれの視点から、災害時において適切に対応出来る地域づくりを促進する。

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

○　災害時の行政間の通信回線を確保するため、北海道と道内市町村とを結ぶ総合行政情報ネットワークについて、適切な管理に努める。

指　　標	現　　状	目　　標
総合防災訓練等の実施回数	年　1　回　(R6)	維持　(R12)
村内小中学校の防災訓練実施回数	年　2　回　(R6)	維持　(R12)
防災出前講座実施回数	年　1　回　(R6)	維持　(R12)
自主防災組織率	65　%　(R7)	70　%　(R12)
JアラートとNCN告知放送システム更新	更新済	

推進事業	所管部	地区名
防災出前講座	教育委員会	西興部村全域

2.　救助・救急活動等の迅速な実施

2-1　被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【脆弱性評価結果に基づく施策展開】

（物資供給等に係る連携体制の整備）

○　物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。

（非常用物資の備蓄促進）　重点

○　避難環境の整備充実を図るため、避難所又はその近傍で、耐震貯水槽や地域完結型の備蓄施設を確保し、食糧、水、常備薬、炊出し用具、毛布など、避難生活に必要な物資等を備蓄する。

○　家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。

指　標	現　状	目　標
総合防災訓練等実施回数　※再掲	年　1　回　(R6)	維持　(R12)
物資協定に係る相互応援協定件数	5　件　(R6)	維持　(R12)
西興部村備蓄計画に基づく食糧、飲料水の備蓄状況	水480本(2L)　(R6) アルファ米等　1,100食 パン　432缶	必要に応じて備える　(R12)
西興部村学校給食センターの発電機設置	設置済　(R1)	

2-2　消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

（防災訓練等による救助・救急体制の強化）　重点

○　道内の関係機関で構成する北海道防災会議による防災総合訓練をはじめ各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関との連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。

○　消防職員等の災害対応力向上のために、災害対策に係る講習や医療に関する研修を実施することにより、総合的な人材育成の取組を進める。

（自衛隊体制の維持・拡充）

○　大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村などと連携した取組を推進する。

（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）　重点

○　警察、消防、消防団の災害対応能力強化のため災害用資機材を整備する。

○　救急活動上不可欠であるAED等救命装置について、学校施設をはじめ、村の主要施設や民間施設への設置及び普及を推進する。

○　消防機関や村内外の医療機関が連携し、救急搬送体制の整備に努める。

○　負傷者の救急搬送や交通途絶のため孤立した地域の救援等について、道や自衛隊に対しヘリコプター等の運航を要請するなど、緊急空中輸送の確保を図る。

指　標	現　状	目　標
一般家庭における火災報知機設置率	100　%　(R6)	維持　(R12)
総合防災訓練等実施件数　※再掲	1　件　(R6)	維持　(R12)
村内公共施設における AED 設置数	11　件　(R6)	維持　(R12)

2-3　被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【脆弱性評価結果に基づく施策展開】

（被災時の保健医療支援体制の強化）　重点

○　災害時の診療所の機能を確保するため、自家発電設備や応急用医療資機材の整備などを推進する。

○　災害規模に応じた適切な医療救護活動を実施するため、災害急性期は道に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する等、災害時支援体制の強化を推進する。

（災害時拠点病院の機能強化）

○　災害時の診療所の機能を確保するため、自家発電設備の増強や応急用医療資機材の整備など、所要の対策を早急に図るよう努める。

（災害時における福祉的支援）

○　福祉的支援が必要である高齢者、障がい者が、災害時においても安心して避難や継続した福祉支援を受けられるよう、地域全体で避難行動要支援者に関する情報を共有していくため、「西興部村避難行動要支援者避難支援プラン」を作成し、名簿の管理・更新を行うとともに、町内会等の支援者に対し情報提供を行うなど、要支援者の情報を適切に管理・運用していく。

○　社会福祉施設の災害対応力を高めるため、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等のほか、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の備蓄を促進していく。

（健康な体づくりの推進）

○　避難所での災害関連疾患を予防するため、平時から村民一人一人が自身の健康状態の把握に努めるとともに、健康相談や保健指導等の実施により、災害に負けない健康な体づくりを推進する。

（防疫対策）　重点

○　災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策及び環境衛生を推進する。

○　防疫実施のために必要な薬品及び防疫用機器の調達に際し、取扱業者、取扱品目、供給能力等を把握し、調達 が不足又は困難なときは、道や他市町村に調達のあっせんを要請する等、防疫資材の確保に努める必要がある。

指　　標		現　状	目　標
村民の特定健診受診率		53.6 ％ (R6)	60 ％ (R12)
保健師による訪問件数		56 件 (R6)	維持 (R12)
予防注射接種率（麻疹・風疹）	Ⅰ期	100 ％ (R6)	100 ％ (R12)
	Ⅱ期	100 ％ (R6)	100 ％ (R12)

※ 災害派遣医療チーム（DMAT）
　大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災地域に迅速に駆けつけ、緊急治療や病院支援等を行うための専門的な訓練を受けた医師、看護師、業務調整員（医師、看護師以外の医療職員または事務職員）で構成される医療チーム。

推進事業	所管部	地区名
健康な村づくり事業	保健福祉課	西興部村全域

3.　行政機能の確保

3-1　村内外における行政機能の大幅な低下

【脆弱性評価結果に基づく施策展開】

（災害対策本部機能等の強化）

○　災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など、主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図る。

○　災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、消防団の機能強化を推進する。

（業務継続体制の整備）

○　災害応急対策を中心とした業務継続の確保に向けて、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、庁内各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめるため、業務全体を対象とした継続体制の整備に向けた取組を推進する。

○　村内事業者に対し、事業の継続など災害時の企業の果たす役割について十分な認識を促すとともに、災害時、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるため、災害時の連携協定を締結し、体制の整備に向けた取組を推進する。

（広域応援・受援体制の整備　重点

○　災害発生時において、他の地方公共団体及び防災関係機関に対する要請や、被災市町村からの応援に応えるため、応受援に関する計画、対応マニュアル等を防災業務計画や地域防災計画等に反映させ、総合防災訓練などを実施し、より実践を踏まえた連携体制の構築を図る。

（IT 部門における業務継続体制の整備）

○　災害時においても、村の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、住基ネット業務の代替環境の構築や重要システムに係るサーバーのバックアップなどの取組を計画的に進める。

○　村の業務遂行の重要な手段として利用されているIT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、重要通信設備機器の冗長化や非常電源等のバックアップ設備等の整備を進める。

指　標	現　状	目　標
消防団員数	41　人　(R7)	45　人　(R12)
消防署の耐震化率	100　%　(R1)	
IT館の耐震化率	100　%　(R1)	
IT館の発電機整備	設置済　(H30)	

4. ライフラインの確保

4-1　長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【脆弱性評価結果に基づく施策展開】

（再生可能エネルギーの導入拡大）

○　本道における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、自然エネルギーの導入など、関連施策を総合的に推進する。

（電力基盤等の整備）

○　災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、電力設備の耐災害性の向上に努めるとともに、電源の多様化、分散化を促進する。

（多様なエネルギー資源の活用）

○　エネルギー資源の多様化により、全道レベルでの電力基盤の整備及び電力の安定供給を確保するため、家畜排せつ物等の廃棄物利用について習熟を図るとともに、バイオガス発電の安全で安定的な稼動を推進する。

（避難所等への石油燃料供給の確保）

○　災害時の避難所等への石油燃料の確保を行うため、村内の石油販売業者と有事の際の優先供給について確認されているが、災害時に有効に機能するよう、紋別地方石油業協同組合と協定締結を進めるとともに、平時からの情報共有など連携強化を図る。

指　　標	現　状	目　標
村内発電施設の最大発電能力（バイオガス発電所）		
興栄ファーム	300 Kw／h (R6)	300 Kw／h (R12)
バイオドリーム	300 Kw／h (R6)	300 Kw／h (R12)
太陽光発電設置世帯	1 件 (R2～R6)	5 件 (R7～R12)
燃料供給に係る協定	2 (R6)	維持 (R12)

4-2　食料の安定供給の停滞

【脆弱性評価結果に基づく施策展開】

（食料生産基盤の整備）　重点

○　平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。

○　厳しい環境にある農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。

（農業の体質強化）

○　災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本村の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する.。

（道産食料品の販路拡大）

○　大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農産物の輸出拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する。

指　　標	現　状	目　標
生乳生産量	18,219　トン　(R6)	20,000　トン　(R12)

4-3　上下水道等の長期間にわたる機能停止

【脆弱性評価結果に基づく施策展開】

（水道施設等の防災対策）　重点

○　災害時においても給水機能を確保するため、上下水道耐震化計画に基づき浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を推進する。

○　災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。

（下水道施設等の防災対策）　重点

○　災害時においても公衆衛生環境を確保するため、上下水道耐震化計画に基づき施設の耐震化を進める。

○　下水道施設の老朽化による事故の発生や機能停止等を未然に防止するため、定期的に点検・調査を行い、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に進める。

○　浄化槽について、農村部の合併浄化槽設置を継続する。

指　　標	現　状	目　標
上水道管路耐震適合率	1　%　(R6)	4　%　(R12)
下水道管路耐震化率	20　%　(R6)	29　%　(R12)
浄水施設耐震化率	100　%　(R6)	100　%　(R12)
配水池耐震化率	40　%　(R6)	61　%　(R12)
合併浄化槽普及率	63　%　(R6)	80　%　(R12)

推進事業	所管部	地区名
水道施設長寿命化事業	産業建設課	西興部村全域
下水道施設長寿命化事業	産業建設課	西興部村全域
合併浄化槽設置事業	産業建設課	西興部村全域
北の大地を支える持続可能な下水道 (社会資本整備総合交付金)	産業建設課	西興部村全域

4-4　村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【脆弱性評価結果に基づく施策展開】

（高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備）　重点

○　高規格幹線道路旭川・紋別自動車道は、西紋地区における農水産物の流通機能はもとより、高次医療施設への搬送や災害時における救援物資の輸送としての機能など、地域住民が安全・安心に暮らすために必要不可欠な道路であることから、今後も国・道と強く連携しながら、迅速かつ着実な整備促進を図る。

○　大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを速やかに行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、重要物流道路や代替路の指定、緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める。

（道路施設の防災対策等）　重点

○　道路施設の点検体制を継続し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常が発見され災害が発生するおそれがある場合は、速やかに道路利用者に対し情報提供する。

○　橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な対策を実施するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新・補修の適切な維持管理を実施する。

○　農林業利用を目的に整備された農林道・農林道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、各施設の点検・診断を引き続き実施し、点検結果に基づく機能保全対策を推進するとともに、生産効率の向上を図る農林道の整備を図る。

○　豪雨等による橋梁の流失や道路の冠水などにより村内を縦貫する国道239号が寸断した場合でも住民の避難や物資供給、救援救急活動が迅速に行えるよう、大災害を想定した代替路の整備を図る。

（空港の機能強化）

○　大規模自然災害時の人員・物資などの輸送拠点としての活用や防災機能の強化を含めた空港機能の向上について、関係機関と連携体制を構築する。

○　広域分散型の北海道において、道内都市間を結ぶ航空路線の確保は地域活性化及び安全安心のための重要な役割の一つであるため、道内航空路線の再開に向けて、オホーツク紋別空港の更なる利用促進に向けた取組を実施する。

指　　標	現　状	目　標
生活道路の改修・補修率（修繕L=3.2km）	14 % (R6)	30 % (R12)
幹線道路の改修・補修率（修繕L=7.7km）	10 % (R6)	20 % (R12)
舗装道路面性状調査	36 % (R6)	100 % (R12)
舗装長寿命化修繕計画	36 % (R6)	100 % (R12)
道路照明灯の更新（更新計画）	0 基 (R6)	6 基 (R12)
道路付属物等個別施設計画（照明、標識、防護柵）	1 件 (R6)	3 件 (R12)
道路付属物の点検率（照明、標識、防護柵）	70 % (R6)	100 % (R12)
村道橋梁の点検率	100 % (R6)	維持 (R12)
林道橋梁の点検率	100 % (R6)	維持 (R12)
耕作道橋梁の点検率	100 % (R6)	維持 (R12)
道路橋の補修率	100 % (R6)	100 % (R12)
道路橋の更新・撤去	1 橋 (R6)	2 橋 (R12)
林道橋の長寿命化修繕計画の策定（林道）	7 橋 (R6)	維持 (R12)
道路橋の長寿命化修繕計画の策定（村道）	36 橋 (R6)	34 橋 (R12)

推進事業	所管部	地区名
西興部村管内路面性状調査事業（社会資本総合整備交付金）	産業建設課	西興部村全域
西興部村管内道路付属物点検事業 （社会資本総合整備交付金）	産業建設課	西興部村全域
西興部村管内橋梁長寿命化修繕計画事業 （道路メンテナンス事業補助金）	産業建設課	西興部村全域
西興部村管内舗装修繕事業	産業建設課	西興部村全域
道路改良事業（社会資本総合整備交付金）	産業建設課	西興部村全域
道路除雪事業（社会資本総合整備交付金）	産業建設課	西興部村全域
林道改良事業（森林基幹道改良事業）	産業建設課	西興部村全域
公共施設適正管理推進事業	産業建設課	西興部村全域
緊急自然災害防止対策事業	産業建設課	西興部村全域
自然災害防止対策事業	産業建設課	西興部村全域
国道239号線天北峠線形改良事業	産業建設課	西興部村全域
主要道道遠軽・雄武線改良事業	産業建設課	西興部村全域
村道横断排水施設点検事業	産業建設課	西興部村全域

5.　経済活動の機能維持

5-1　長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【脆弱性評価結果に基づく施策展開】

（企業の業務継続体制の強化）

○　大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、道内の中小企業等における業務継続計画の策定を促進する。

（被災企業等への金融支援）

○　災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、国や道が実施している金融支援について普及・啓発を推進するほか、市が実施する融資制度を柔軟に運用するなど、災害時における被災企業への支援策の確保に努める。

※　サプライチェーン

サプライチェーン（英: supply chain）とは、製造業において、商品の製造から販売まで全ての工程をひとつの連続したシステムとして捉える考え方のこと、および、そのような考え方のもとで捉えられた、一個のシステムとしての一連の工程のこと。

指　　標	現　状	目　標
事業継続力強化支援計画（商工会）	策定済　（R6）	

推進事業	所管部	地区名
中小企業振興対策預託金事業	産業建設課	西興部村全域
中小企業振興対策預託金事業保証料及び利子補給	産業建設課	西興部村全域

6.　二次災害の抑制

6-1　農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【脆弱性評価結果に基づく施策展開】

（森林の整備・保全）

○　大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。

○　森林の保全と多面的機能の持続的な発揮に向けて、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策や林業の担い手の確保・育成を支援するほか、村内林業・林産業の成長産業化に向けた取組を支援していく。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

○　農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など保全機能を維持するため、国・道と連携しながら、農地の適正な保全管理及び、農業用水利施設等の計画的な設備更新を推進していく。

○　将来にわたり農地を維持していくため、担い手に対して農地を集積するなど耕作放棄の抑制を推進するとともに、水利施設の維持管理における地域の取組を支援する必要がある。

指　　標	現　状	目　標
森林整備【植栽・下刈・除間伐・皆伐】事業量	22 ha （R6）	30 ha （R12）
北海道森林基盤整備計画	72 m （R6）	289 m （R8）
農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数	2 件 （R6）	維持 （R12）
担い手への農地集積率	100 % （R6）	維持 （R12）
西興部札滑排水路長寿命化事業計画	2.5 km （R6）	維持 （R8）

推進事業	所管部	地区名
村有林造林事業	産業建設課	西興部村全域
森林基幹道札滑ウエンシリ線改良事業	産業建設課	西興部村字札滑
作業道整備事業	産業建設課	西興部村全域
村有林野ねずみ駆除剤散布事業（森林環境保全整備事業）	産業建設課	西興部村全域
農業水路等長寿命化・防災減災事業	産業建設課	西興部札滑地区

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【脆弱性評価結果に基づく施策展開】

（災害廃棄物の処理体制の整備）

○ 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定など、廃棄物処理体制の検討を行う。

○ 被災地における塵芥の収集及びし尿の汲取り業務を迅速かつ適切に実施し、避難場所や被災地域の環境衛生に万全を期する。

（所有者不明土地対策の推進）

○ 災害後の円滑な復旧・復興に努めるため、道や他の市町村と連携しながら、国の制度に基づく所有者不明土地の適正かつ円滑な利用を推進する。

指　　標	現　状	目　標
地籍調査進捗率	26 % (R6)	必要に応じて調査

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【脆弱性評価結果に基づく施策展開】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

○ 公共土木施設や医療施設、社会福祉施設等が被災した場合の大きな混乱を避けるため、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業協会等とあらかじめ「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、応急復旧体制を構築する。

（行政職員の活用促進）

○ 道や他の市町村への応援要請又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行うため、災害対策上必要な資料の交換、連絡先の共有を徹底し、必要な応援準備及び受援体制を整備する。

○ 被災時に周辺市町村が後方支援を担えるよう、相互協定を結び、協定の中で後方支援基地として位置付ける。

○ 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

指　　標	現　状	目　標
応急対策業務に係る協定締結先	9 件 (R6)	同数を維持

第５章　計画の推進管理

１ 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靭化基本計画」及び「北海道強靭化計画」と調和を図り、中期的な計画とするため、本計画の推進期間は令和8年度～令和12年度の5年間とする。

また、本計画は、本村の他の分野別計画における国土強靭化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靭化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期にあわせて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

２ 計画の推進方法

2-1　施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

2-2　ＰＤＣＡサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCA サイクルを構築し、西興部村強靭化のスパイラルアップを図っていく。

西興部村強靱化に関する脆弱性評価

【別表】

1　人命の保護

1-1　地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（住宅、建築物等の耐震化）

○　住宅・建築物等の耐震化については、耐震改修促進法の改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。

○　小中学校、社会福祉施設、児童施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化については一定程度整備されているものの、災害時の避難場所や救護用施設として利用されることを踏まえ、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

○　上下水道施設の機能維持は災害時において必要不可欠であることから、耐震化の促進を図る必要がある。

（建築物等の老朽化対策）

○　公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理・更新等を適切に行う必要がある。

○　老朽化した公営住宅の計画的な建替えや改善等による長寿命化を実施する必要がある。

○　老朽化した空家等については、緊急的又は予防的な観点から、解消に向けた各種支援策を推進していく必要がある。

○　災害発生時、確実かつ速やかに対応するため、資機材・車両等の計画的な整備更新を行う必要がある。

（避難場所の指定・整備）

○　現在、設定している避難場所について、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制の確保や住民周知を図る必要がある。

○　高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所について、住民周知を図る必要がある。

○　近年、本村においても、8月を中心に猛暑日に近い気温を記録することも多いことから、夏季における避難所の環境改善を図る必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

○　救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

○　救急救援活動等に不可欠な緊急輸送道路や避難路等を確保するため、他市町村と連携を図り、都市部と連結する緊急輸送道路である「高規格幹線道路旭川・紋別自動車道」の整備や「国道239号、天北峠の線形改良」、「道道遠軽雄武線の整備促進」について、迅速かつ着実な推進に向けて国や道に要請していく必要がある。

（その他）

○　火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

○　本道は、大都市圏に比べ強震動予測や軟弱地盤の分布などの地盤データが少なく、偏在しており、効果的な地盤情報の収集やデータベース化に関する研究開発等が求められる。

【指標（現状値）】

・ 住宅耐震化率	82	%	（R6）
・ 文教施設（校舎・体育館）の耐震化率	100	%	（R6）
・ 体育館非構造部耐震	100	%	（R6）　（小・中学校、トレーニングセンター）
・ 医療施設の耐震化率	100	%	（R6）
・ 社会福祉施設の耐震化率	100	%	（R6）
・ 指定避難所における耐震化率	84	%	（R6）
・ 緊急指定避難場所及び指定避難所指定数	24	件	（R6）
・ 福祉避難所の指定状況	4	件	（R6）
・ 空家対策の実施（利活用）	0	件	（R2 ～ R6）
・ 空家対策の実施（除却）	17	件	（R2 ～ R6）

1-2　土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

○　本村では、土砂災害における警戒避難体制を強化するため、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成しているが、本マニュアルを適切かつ効果的に運用していくため、広報誌やHP等により村民に対し周知徹底を図るほか、防災訓練等の実施により担当職員の習熟を図る必要がある。

○　土砂災害を未然に防止するため、「地すべり危険区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土石流危険渓流」等、危険箇所の基礎調査を進め、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定を推進する必要がある。

（砂防設備等の整備）

○　土砂災害危険箇所の調査結果を踏まえて、重要箇所における地滑り等災害の発生防止又は軽減に努めるため、国及び道に対し、情報提供を行うなど連携を図るとともに、ソフト対策の外、ハード対策を強く要望していく必要がある。

○　適正に管理された森林と土砂災害対策施設等による安全安心な地域環境の整備を行い、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等、森林の多面的機能を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 急傾斜地の崩壊区域指定状況	1　箇所	（R6）
・ 土石流危険渓流指定状況	18　箇所	（R6）
・ 豪雨時の危険区域図作成	作成済	（R1）
・ 災害危険区域図作成	作成済	（R1）
・ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）	策定済	（R1）
・ 防災マップの作成	作成済	（R4）

1-3　異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水ハザードマップの作成）

○ 想定される最大規模の降雨を想定した浸水想定区域を反映したハザードマップの作成を行う。

（河川改修等の治水対策）

○　国、道、市町村では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備などの治水対策について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
　また、河川管理施設の計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理に係る財源の確保が必要である。

○　村内各河川の危険箇所の改修、中小河川、農業用水、排水路など、水害危険箇所の整備を推進するほか、西興部村防災計画に基づく重要水防区域については、消防団員、近隣住民等と連携しながら、警戒巡視等を行うとともに、情報の一元化、集約化の体制を構築する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（洪水編）	策定済	（R1）
・ 防災マップの作成	作成済	（R4）

1-4　暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

○　雪害対策は人的被害防止を最優先とし、様々な機会をとらえ村民の防災意識の高揚を図るとともに、道路管理者はそれぞれの管理路線において積雪・寒冷対策を推進し、積雪・寒冷期における災害の軽減を図る必要がある。

○　北海道では、「道路管理に関する検討委員会」を設け、冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行っており、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

○　暴風雪時における、人的被害やスタック車両等を未然に防ぐため、災害対策基本法及び道路法による通行止めを早期に行うと共に、周知体制の強化を図る必要がある。

（除雪体制の確保）

○　各道路管理者（国、道、村）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

○　異常降雪時において、交通量、消防対策等を検討し、主要幹線から順次除排雪を実施していくため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強及び更新とオペレーターの確保に努め、道路の除雪体制の強化に向けた取組を進める必要がある。

○　雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、国や道と連携しながら雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備等、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する必要がある。

○　地域の実情に応じた除排雪の実施と、より一層の道路環境の向上を図るため、村民協働による除排雪の取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 公共除排雪の一時堆積上の確保数	2　箇所	(R6)	
・ 除雪アダプト事業実施団体	0　団体	(R6)	

1-5　積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

○　災害時の公共交通機関の運行停止による都市部での多数の帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

○　積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、厳冬期を想定した資機材(ダンボールベッド、毛布)の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

○　電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める 必要がある。

【指標（現状値）】

・ 緊急指定避難場所及び指定避難所指定数	24　件	(R6)	※再掲
・ 西興部村備蓄計画等に基づく資機材の備蓄状況	毛布490枚 段ボールベッド　55台 石油ストーブ　10台	(R6)	
・ 非常電源等のバックアップ設備等の整備	12　箇所	(R6)	

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係機関の情報共有化）

○ 現在、北海道においては「地域防災情報共有推進会議」、「北海道大規模災害対応連絡会」などにより、関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。

○ 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び市町村と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

○ 北海道地域防災計画の見直しにより、大規模災害時においては、防災関係機関が道の災害対策本部に招集し、情報の共有を図ることとしており、今後も防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

（住民等への伝達体制の強化）

○ 避難勧告等の発令基準の住民周知を図る必要がある。

○ 災害時において、村民に対して正しい情報を確実に提供し、社会的混乱の防止を図ることで、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する必要がある。

○ 災害発生時においては、村民に対して正しい情報を確実に提供することはもとより、近年のインターネットの普及 に伴い、SNS 等で様々な情報が個人レベルで発信され、不要な混乱を招く事態も想定されることから、日頃から確実 な情報提供元について啓発するなど、住民等の適切な判断を促進する必要がある。

○ 災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。

○ JアラートとNCN告知放送のスムーズな連携システムを維持する一方、無線通信システムや携帯電話も含め、通信手段の多重化・多様化に努める必要がある。

○ 被害状況やその他災害に関する情報について、住民の無用な混乱を防ぎ、迅速かつ正確な情報収集・伝達を行うため、防災関係機関と連携しながら、迅速で的確な広報活動を展開していく必要がある。

○ テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線LAN等を整備するなど、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）

○ 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本村を訪れる多数の外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、国が策定した指針等に沿って関係行政機関が連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。

○ 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、村内における避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別計画の策定する必要がある。

（地域防災活動の推進）

○ 村及び消防組合等の防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関が行う防災活動 を円滑に進めるため、防災教育の普及徹底を図る必要がある。

○ 自主防災組織の組織率向上に向け、現在北海道が取り組んでいる「地域防災マスター制度」などを活用し、地域防災力の向上に向け自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。

（防災教育推進）

○ 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

○ 村及び防災関係機関と教育機関、町内会、自主防災組織等による地域全体での総合的な防災教育を行い、自助・共助・公助それぞれの視点から、災害時において適切に対応出来る地域づくりを促進していく必要がある。

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

○ 災害時の行政間の通信回線を確保するため、北海道と道内市町村とを結ぶ総合行政情報ネットワークについて、適切な管理に努める必要がある。

【指標（現状値）】

・ 総合防災訓練等の実施回数	年 1 回	(R6)
・ 村内小中学校の防災訓練実施回数	年 2 回	(R6)
・ 防災出前講座実施回数	年 1 回	(R6)
・ 自主防災組織率	65 %	(R7)
・ JアラートとNCN告知放送システム更新	更新済	

2　救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

（物資供給等に係る連携体制の整備）

○　地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、村、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）

○　地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、食糧、水、常備薬、炊出し用具、毛布など、避難生活に必要な備蓄を行うとともに、広域での応援体制に対応する必要がある。

○　家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。

○　財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- 総合防災訓練等実施回数　年　1 回　(R6)　※再掲
- 物資協定に係る相互応援協定件数　5 件　(R6)
- 西興部村備蓄計画に基づく食糧、飲料水の備蓄状況　水　480本(2L)
  アルファ米等　1,100食　(R6)
  パン　432缶
- 西興部村学校給食センターの発電機設置　設置済　(R1)　暖かい炊き出しの提供

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

（防災訓練等による救助・救急体制の強化）

○　道内の防災関係機関で構成する「北海道防災会議」を中心に、地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

○　消防職員等の災害対応力向上のために、災害対策に係る講習や医療に関する研修を実施することにより、総合的な 人材育成を進める必要がある。

（自衛隊体制の維持・拡充）

○　大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備 されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村などと連携した取組を推進する必要がある。

（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）

○　警察、消防、消防団の災害対応能力強化のため災害用資機材の整備を図るとともに、救急活動上不可欠である AED等救命装置について、学校施設をはじめ、村の主要施設や民間施設への設置及び普及を推進していく必要がある。

○　消防機関と村内外の医療機関が連携し、救急搬送体制の整備に努める必要がある。

○　負傷者の救急搬送や交通途絶のため孤立した地域の救援等について、道や自衛隊に対しヘリコプター等の運航 を要請するなど、緊急空中輸送の確保を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- 一般家庭における火災報知機設置率　100 %　(R6)　H23購入補助
- 総合防災訓練等の実施件数　年　1 回　(R6)　※再掲
- 村内公共施設における AED 設置数　11 件　(R6)

2-3　被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（被災時の保健医療支援体制の強化）

○　災害発生時に、被災した市町村の医療ニーズを集約し、各被災地域への医療支援チームの派遣配分を調整する仕組みを構築する必要がある。また、DMAT 活動との円滑な引き継ぎや医療支援チームの派遣調整のあり方などについて検討を行う必要がある。

（災害時拠点病院の機能強化）

○　災害時の診療所の機能を確保するため、自家発電設備の増強や応急用医療資機材の整備など、所要の対策を早急に図る必要がある。

（災害時における福祉的支援）

○　被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を更に充実する必要がある。

○　社会福祉施設の災害に対する安全性を高めるため、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の備蓄に努める必要がある。

○　平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿を作成する他、定期的に更新を行うとともに、名簿情報の適切な管理に努める必要がある。

○　消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関のほか、平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と連携し、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、被災時における避難活動支援等の体制整備を推進する必要がある。

（健康な体づくりの推進）

○　避難所での災害関連疾患を予防するため、平時から村民一人一人が自身の健康状態の把握に努めるとともに、健康相談や保健指導等の実施により、災害に負けない健康な体づくりを推進していく必要がある。

（防疫対策）

○　災害発生時においては、市町村における速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期の予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

○　防疫実施のために必要な薬品及び防疫用機器の調達に際し、取扱業者、取扱品目、供給能力等を把握し、調達 が不足又は困難なときは、道や他市町村に調達のあっせんを要請する等、防疫資材の確保に努める必要がある。

【指標（現状値）】

- 村民の特定健診受診率　53.6 %　(R6)
- 保健師による訪問件数　56 件　(R6)
- 予防注射接種率（麻疹・風疹）　Ⅰ期　100 %　Ⅱ期　100 %　(R6)

３　行政機能の確保

3-1　村内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

（災害対策本部機能の強化）

○　災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など、主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図る必要がある。

○　物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食糧、飲料水、暖房、発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る必要がある。

○　消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っており、地域の防災力・水防力の維持・強化のため、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。

（業務継続体制の整備）

○　災害応急対策を中心とした業務継続の確保に向けて、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、庁内各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめるため、業務全体を対象とした継続体制の整備に向けた取組を推進する必要がある。

○　村内事業者に対し、事業の継続など災害時の企業の果たす役割について十分な認識を促すとともに、災害時、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるため、災害時の連携協定を締結し、体制の整備に向けた取組を推進する必要がある。

（広域応援・受援体制の整備）

○　災害発生時において、他の地方公共団体及び防災関係機関に対する要請や、被災市町村からの応援に応えるため、応受援に関する計画、対応マニュアル等を防災業務計画や地域防災計画等に反映させ、総合防災訓練などにより連携体制の強化を推進していく必要がある。

（IT 部門における業務継続体制の整備）

○　災害時においても、村の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのバックアップなどの取組を計画的に進める必要がある。

○　村の業務遂行の重要な手段として利用されているIT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、非常電源等のバックアップ設備等の整備を進める必要がある。

【指標（現状値）】

・ 消防団員数	41 人	（R7）
・ 消防署の耐震化率	100 %	（R1）
・ IT館の耐震化率	100 %	（R1）
・ IT館の発電機整備	設置済	（H30）

4　ライフラインの確保

4-1　長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

（再生可能エネルギーの導入拡大）

○　北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、本道における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、村としてもエネルギーの地産地消など関連施策を推進する必要がある。

○　地域の特性を生かし、太陽光発電などの再生可能エネルギーについて、国や北海道などの関係機関と連携を図りながら利活用の普及促進を図る必要がある。

（電力基盤等の整備）

○　災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、電力設備の耐災害性の向上に努めるとともに、電源の多様化、分散化を促進する必要がある。

（多様なエネルギー資源の活用）

○　エネルギー資源の多様化を目指すため、家畜排せつ物等廃棄物の利用などに向けた取組について習熟を図るとともに、全道レベルでの電力基盤等の整備及び電力の安定供給を確保するため、バイオガス発電の安全で安定的な稼動を推進していく必要がある。

（避難所等への石油燃料供給の確保）

○　災害時の避難所等への石油燃料の確保を行うため、村内の石油販売業者と有事の際の優先供給について確認されているが、災害時に有効に機能するよう、紋別地方石油業協同組合と協定締結を進めるとともに、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

・ 村内発電施設の最大発電能力（バイオガス発電所）		
興栄ファーム	300 Kw／h	（R6）
バイオドリーム	300 Kw／h	（R6）
・ 太陽光発電設置世帯	1 件	（R2～R6）
・ 燃料供給に係る協定	2	（R6）

4-2　食料の安定供給の停滞　（道内／道外）

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

○　北海道の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、本道のみならず全国の食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、村としても耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

（農業の体質強化）

○　現在、厳しい経営環境の中、担い手不足や労働力の確保などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本村の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

○　農業生産基盤整備事業の推進
　はまなす地区（草地改良）
　西興部地区（農道（集乳道）の整備）

（道産食料品の販路拡大）

○　大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農産物の輸出拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 生乳生産量	18,219　t	（R6）

4-3　上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設等の防災対策）

○　停電及び災害等により被災した場合に備え、応急給水・応急復旧に係る体制を構築し、危機管理体制の強化を図る 必要がある。

○　災害時においても安定した給水を確保するため、老朽化した浄水場や配水管等の水道施設の計画的で効率的な更新 及び耐震化を進める必要がある。

（下水道施設等の防災対策）

○　災害時においても公衆衛生環境を確保するため、計画的な施設の耐震化を進める必要がある。

○　下水道施設の老朽化による事故の発生や機能停止等を未然防止するため、定期的に点検・調査を行い、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に進める必要がある。

○ 浄化槽について、農村部の合併浄化槽設置を継続する必要がある。

【指標（現状値）】

・	上水道管路耐震適合率	1 %	(R6)
・	下水道管路耐震化率	20 %	(R6)
・	浄水施設耐震化率	100 %	(R6)
・	配水池耐震化率	40 %	(R6)
・	合併浄化槽普及率	63 %	(R6)

4-4　村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備）

○　北海道の高規格幹線道路の供用率は、全国（76％）に比べ56％と大幅に遅れており、県庁所在地に匹敵する人口10万人以上の函館市、釧路市、北見市が未だネットワーク化されていない状況にある。道内のみならず道外被災地への物資供給や人的支援を迅速に行うためにも道内の主要都市間を結ぶ高速交通ネットワークの整備を計画的に進める必要がある。

○　高規格幹線道路旭川・紋別自動車道は、遠紋・西紋地区で生産された農水産物の流通において、その中核を担う「産業の道路」であるとともに、高次医療施設への搬送時間の短縮や災害時における救援物資の運搬など、地域住民にとって安全安心な暮らしを確保するために必要不可欠な「命の道路」であることから、国・道と強く連携しながら、迅速かつ着実に整備を進めていく必要がある。

○　大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策等）

○　落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、引き続き計画的な整備を行う必要がある。

○　橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

○　橋梁等道路施設の点検体制を継続し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常が発見され災害が発生するおそれがある場合は、道路利用者に対し情報を迅速に提供するための体制整備を図る必要がある。

○　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

○　農林業利用を目的に整備された農林道・農林道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、各施設の点検・診断を引き続き推進し、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進するとともに、生産効率の向上を図る農林道の整備を図る必要がある。

○ 豪雨等による橋梁の流失や道路の冠水などにより村内を縦貫する国道239号が寸断した場合でも住民の避難や物資供給、救援救急活動が迅速に行えるよう、国や道と連携を図り、大災害を想定した代替路の整備を図る必要がある。

（空港の機能強化）

○　大規模自然災害時の人員・物資などの輸送拠点としての活用や防災機能の強化を含めた空港機能の向上について、関係機関と連携して取り組む必要がある。

○　広域分散型の北海道では、人員の移動や物資の輸送において、航空路線の確保は重要な役割の一つであるため、道 内航空路線の維持・拡充に向けて、オホーツク紋別空港の利用促進に向けた取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 生活道路の補修率（修繕計画）	14	％	（R6）
・ 幹線道路の補修率（補修計画）	10	％	（R6）
・ 舗装道路面性状調査	36	％	（R6）
・ 舗装長寿命化修繕計画の策定	36	％	（R6）
・ 道路照明灯の更新（更新計画）	0	基	（R6）
・ 道路付属物等個別施設計画（村道）	1	件	（R6）
・ 道路付属物の点検率（照明、標識、防護柵）	70	％	（R6）
・ 村道橋梁の点検率	100	％	（R6）
・ 林道橋梁の点検率	100	％	（R6）
・ 耕作道橋梁の点検率	100	％	（R6）
・ 道路橋の補修率	100	％	（R6）
・ 道路橋の更新・撤去率	50	％	（R6）
・ 林道橋の長寿命化修繕計画の策定（林道）	7	橋	（R6）
・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定（村道）	36	橋	（R6）

5　経済活動の機能維持

5-1　長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

（企業の業務継続体制の強化）

○　中小企業の事業継続計画策定の促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体等と連携しながら普及・啓発に向けて支援を検討していく必要がある。

（被災企業等への金融支援）

○　災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、国や道が実施している金融支援について普及・啓発を推進するほか、村が実施する融資制度を柔軟に運用するなど、災害時 における被災企業への支援策の確保に努める必要がある。

【指標（現状値）】

・ 事業継続力強化支援計画（商工会）　策定済

6　二次災害の抑制

6-1　農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

（森林の整備・保全）

○　大災害等による森林の荒廃は、国全体の国土強靭化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。

○　災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策や林業の担い手の確保・育成を支援するほか、市内林業・林産業の成長産業化に向けた取組を支援していく必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

○　農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など保全機能を維持するため、国・道と連携しながら、農地の適正な保全管理及び、農業用水利施設等の計画的な設備更新を推進していく必要がある。

○　将来にわたり農地を維持していくため、担い手に対して農地を集積するなど耕作放棄の抑制を推進するとともに、水利施設の維持管理における地域の取組を支援する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 森林整備【植栽・下刈・除間伐・皆伐】事業量	22 ha		
・ 農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数	2 件	※	多面的機能支払交付金（H30）
・ 担い手への農地集積率	100 %		

7　迅速な復旧・復興等

7-1　災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（災害廃棄物の処理体制の整備）

○　大規模自然災害時の迅速な災害廃棄物処理のために、平時における処分場等の廃棄物処理施設の計画的な整備の推進により、大規模自然災害発生時の円滑な廃棄物処理体制の構築を図るとともに、災害時は、被災地における塵芥の収集及びし尿の汲取り業務を迅速かつ適切に実施し、環境衛生に万全を期する必要がある。

（所有者不明土地対策の推進）

○　災害後の円滑な復旧・復興に努めるため、道や他の市町村と連携しながら、国の制度に基づく所有者不明土地の適正かつ円滑な利用を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 地籍調査進捗率　　26 %

7-2　復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

○　大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、、建設業協会等とあらかじめ「災害時における応急対業務に関する協定」を締結し、より一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

（行政職員の活用促進）

○　道や他の市町村への応援要請又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、平時より道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく必要がある。

○　必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれ において、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える必要がある。

○　相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 応急対策業務に係る協定締結先　　9 件　（R6）